
新ごみ処理施設整備・運営事業

対面的対話議事録

令和5年9月1日

大牟田・荒尾清掃施設組合

対面的対話議事録

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	要求水準書	-	-	-	-	要求水準書の適合性の確認	<p>入札説明書等に関する質問書（第1回）の回答内容で要求水準書の内容が一部変更になりました。この変更内容の明確化と再確認のため、質問書（第1回）回答内容を反映させた全体配置、動線計画、主要フローシートを説明することをお認めいただけますでしょうか。</p> <p>施設配置に関するご要望を示していただけますでしょうか。</p>	<p>○施設配置については、以下の組合意向を踏まえ、ご提案ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西側用地（形質変更時要届出区域）は建替用地とするため、災害廃棄物ストックヤード、資材置場として整備すること。 （要求水準書188ページの2 駐車場、駐輪場の（1）計画の「建設予定地西側の形質変更時要届出区域の活用を図ること」、191ページの8 災害廃棄物ストックヤードの「（4）エ」、同ページの10 西側残置物の解体撤去（1）計画にあります「駐車場」については削除とします） ・将来的な建て替えについて配慮し、西側用地（形質変更時要届出区域）に隣接する健老町475-1番地内には、工場棟、管理棟、計量棟、ランプウェイなどの、ごみ処理を継続しながらの建て替えに支障となる構築物等は配置しないこと。 ・対面通行を提案する場合は、搬入車の安全な動線確保に努めること。 ・管理諸室等は、騒音や漏水防止等の観点から処理諸室（プラントホームを含む）との位置関係に配慮すること。 ・上記を加味した上で、鉄塔及び高圧線との離隔を考慮しつつ、東側用地全域を有効に活用すること。なお、建設用地については土壌汚染対策法に基づく調査は必要ないものと認識しています。
2	要求水準書	25	第2部	第1章	1.2	(17)防水扉と止水板	<p>「入札説明書等に関する質問書（第1回）2. 要求水準書に対する質問」、回答No. 22にて「高潮浸水想定区域0.5m未満の浸水区域を指定しているハザードマップの0mの基準は現土地高さTP+8.0mとの認識でよろしい」とのご回答をいただきました。一方で、要求水準書25頁にてこの0.5m未満の浸水に対する運営期間中の安定稼働対策の一つとして「工場棟、計量棟の出入口は、防水扉や止水板を採用すること」とされています。防水扉は通常時に操作が煩雑、止水板は有事に操作が必要というデメリットを勘案し、より確実な浸水対策として工場棟、計量棟の1階床高さを浸水想定レベルのTP+8.5m以上とし、防水扉や止水板の設置を省略する提案はお認めいただけますでしょうか。</p>	<p>提案を可とします。</p> <p>なお、事業費が割高とならないこと、交付金対象として見込める事業とすることなど、コストバランスを十分考慮すること。</p>
3	要求水準書	156	第2部	第3章	2.2	(1)自動運転制御	<p>アごみ焼却関連関係運転制御等と併記して、「ケ建築設備関連運転制御の運転停止制御その他」の記載がございます。一方、P198 2動力設備（1）監視制御方式で、「プラントのシステムとは干渉を避ける為、別システムを構築すること」とありますので、p156の記載は自動運転制御に係る項目を列挙している部分であり、システム構成としてはp198の記載にある通り、別システムを構築するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
4	要求水準書	119	第2部	第2章	8.11	混練装置	<p>(3) 主要項目 ア能力に「最大発生量の2倍」の記載があります。一方、(6) 特記事項のアで「1日最大発生量を5時間で処理できること」とあります。消費電力・売電電力量の平準化のため、機器の容量は最大発生量の2倍以上で選定する前提で、運転時間については事業者提案とさせていただけないでしょうか。</p>	<p>1日最大発生量を5時間で処理できる仕様とすること。</p> <p>なお、必要に応じ、実施設計段階で、各種リスク回避の仕組みを踏まえたうえで適正な能力設定について協議することは可とする。</p>
5	要求水準書	28	第2部	第2章	2.1	(5) 雨水	<p>「雨水は・・・敷地周りに敷設されている側溝を介して公共水域に放流する。」との記載があり、建設用地内の雨水は公共水域に放流することが認められています。建設用地内の雨水は工事期間中に関しても、濁水処理機等で泥等の含有物を除去した上で既存の側溝を経由して公共雨水系統に放流可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>詳細は実施設計時に協議を行います。</p>
6	要求水準書	7	第1部	第3章	3.2	(1) 地形・地質	<p>「入札説明書等に関する質問への回答（第1回）2 要求水準書に対する質問」、回答No. 2に「土壌汚染調査、対策工事が必要となった場合でも、工事工程については工期延長とならないよう協議調整」とありますが、土壌調査開始から区域指定、対策工事を行うまでに、相当の期間が必要と考えます。協議の結果、やむを得ない場合は、工期延長および工期延長にともなう諸費用をお認めいただけるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>なお、土壌汚染調査、対策工事は必要ないものと認識しています。万が一、調査等が必要となった場合は組合が負担します。</p>
7	要求水準書	33	第2部	第1章	3.1	(2) 地下埋設物	<p>「入札説明書等に関する質問への回答（第1回）2 要求水準書に対する質問」、回答No. 41に「予期できない地中障害物が発見された場合でも、工事工程については工期延長とならないよう協議調整」とありますが、建設予定地が埋立地であることから、発見される障害物の種類や物量によっては、工程に与える影響が著しく大きくなるのが懸念されます。協議の結果、やむを得ない場合は、工期延長および工期延長にともなう諸費用をお認めいただけるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>予期できない地中障害物が発見された場合については、協議を行い対策、工期、費用などについて方針を定めることとします。</p>

対面的対話議事録

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
8	要求水準書	29	第2部	第1章	3.1	工事の着手	「入札説明書等に関する質問への回答（第1回）2 要求水準書に対する質問」、回答No.35において、「気象観測装置及びそれに付随する電柱ケーブル以外は、現状のまま引渡す」とのご回答をいただいておりますが、現地見学にて南側敷地外電柱から既存鉄塔に向かい敷地を横断している架線を確認しました。当該架線につきましては電力会社の所有物であるとの推察から、事業者単独で加工できるものではないと考えられることから、工事着手前に撤去あるいは、敷地外を通るルートに移設されるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	要求水準書	7	第1部	第3章	3.2	(1) 地形・地質	貴組合による西側形質変更時要届出区域についての土壌汚染調査実績は無く、資料として存在していないと参加資格通知に伴う資料公開に際して認識しております。当該区域の土壌汚染の程度（汚染物質の種類、汚染範囲・深度等）が不明の場合、対策方法が事業者側で任意に決定できないため、請負者による受注後の土壌汚染調査が必要であり、対策費については調査後に貴組合と協議の上でご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	西側用地（形質変更時要届出区域）は災害廃棄物ストックヤード、資材置場として整備してください。当該用地の整備にあたって、土壌を持ち出さない限り、土壌汚染調査、対策工事が発生することはないものと認識しています。万が一、調査等が必要となった場合は組合が負担します。当該用地内で発生する土壌は、当該用地内で全量再利用して下さい。
10	要求水準書	7	第1部	第3章	3.2	(1) 地形・地質	「建設予定地西側は、土壌汚染対策法の形質変更時要届出区域」とありますが、法面には建物が建設できないため、法面は形質変更時要届出区域に含まれない（土壌汚染対策の対象外）と考えてよろしいでしょうか。	法面も敷地範囲です。必要な工事費を見込んでください。
11	入札説明書	6	第2章	8	(1)	オ 余熱利用管理業務	「売電契約は本組合が行い」とありますが、アンシラリーサービス料金は貴組合所掌との認識でよろしいでしょうか。	事業者負担とします。
12	落札者決定基準	9	第4章	-	-	表3	「既存施設へのごみ受け入れに配慮した施工計画等」とありますが、既存施設とは大牟田・荒尾RDFセンターとの理解でよろしいでしょうか。また、既存施設への搬入出及びごみ収集車両等について、本案件敷地周辺を通行する際、時間帯制限、通行禁止ルート、一方通行等特殊なルールは設けられていないとの理解でよろしいでしょうか。	前段についてはお見込みのとおりです。また後段については、左折搬入、左折搬出（反時計回り）での運用を基本としています。詳細は、実施設計時に協議を行います。
13	要求水準書	34	第2部	第1章	3.1	(12) 掘削工事	「建設残土については、工所用エリア内で可能な限り流用」とありますが、杭汚泥についても国土交通省発行の「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」に則り、自ら利用が可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、建設残土が発生する場合については、その搬出先は組合の負担において確保します。建設残土については、大牟田エコタウンの域外へ持ち出すことはしません。搬出先への運搬及び整地作業のみ想定ください。
14	要求水準書	26	第2部	第1章	2	全体計画	電気自動車急速充電設備について、要求水準書P26 2全体計画（22）では「急速充電設備は停電時の非常用電源として利用できる仕様とすること」とあります。また、要求水準書p.139 10電気自動車又はプラグインハイブリッド車の急速充電設備では「災害時における地域防災機能として電気自動車又はプラグインハイブリッド車の蓄電池に直流で給電できるものとする」とあります。これは外部からの送電が停止した場合に、新工場の発電設備から電力を供給して電気自動車またはプラグインハイブリッド車の蓄電池に充電できる仕様との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、急速充電設備については、災害時以外の使用についても想定してください。詳細は、実施設計時に協議を行います。
15	様式集	第15号-2-1（別紙1）	-	-	-	水銀 停止基準	第15-2-1（別紙1）では水銀の停止基準判定方法に「自動計測器及び定期測定による測定値が左記の基準値を逸脱した場合・・・」との記載がある一方、要求水準書218ページには「定期測定による測定値が左記の基準値を逸脱した場合・・・」と記載で相違があります。水銀の停止基準の判定は大気汚染防止法に則り、要求水準書に記載されている「定期測定による測定値が左記の基準値を逸脱した場合」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。第15-2-1（別紙1）を訂正します。
16	入札説明書	27	第7章	4	-	-	「入札説明書等に関する質問への回答（第1回）1 入札説明書に関する質問」のNo.39において、提案書（技術提案書、施設計画図書、添付資料）のA4縦ページは片面印刷とするようにご回答頂いておりますが、要求水準に対する設計仕様書（様式第13号-1～2）を含む施設計画図書はページ数が多いことから、1冊にまとめるために一部の書類をA4縦・両面印刷で提出することをお認めいただけないでしょうか	設計仕様書（様式第13号-1～2）を含む施設計画図書については、両面を可とします。ただし、図面類などA3版については片面印刷としてください。